

## 外債管理政策の変遷と外債登記実務

担当 徐萍・平出

外債管理の規制が厳しい中国で企業経営活動を行なう私たち外商投資企業が資金調達を行なう手段としては、増資、中国国内の銀行からの借入（一般的には親会社の債務履行保証付）、中国国内にある関連会社である投資会社からの資金融資、同じく中国国内にある兄弟会社等の関連会社から金融機関を経由しての委託貸付のほか、出資元である親会社等からの外債（「親子ローン」）も資金調達の方法として一般的に行なわれています。この「親子ローン」については、自由に無制限に借入できるわけではなく、一定のルールに従って外債登記をした上ではじめて借入の実行が可能になります。この外債に関する政策に関して、昨年 2016 年及び今年年初に新たなルールが制定されています。

### 一、政策変遷

2003 年 3 月 1 日の「外債管理暫行弁法」施行以降、外商投資企業の対外借入枠（中長期外債累積発生額と短期外債残高額の和「以下“外債限度額”」）は審査部門（商務委員会）が認可する項目総投資額と登録資本金の差（定款上の総投資額から登録資本金を控除した金額、以下“投注差”）の範囲内でのみ実行可能とされてきました。そのため貿易商社など登録資本金の金額が小さい企業や設立時等に投注差を設定しなかった企業は、資金需要が生じた場合でも、出資元である親会社等から思うようにその調達ができないケースもみられました。

マクロ経済の過熱度・全体的な債務弁済能力及び国際収支状況に対応するクロスボーダー融資水準を把握して、レバレッジ率及び通貨ミスマッチリスクをコントロールし、人民元・外債一体化管理を実現することを目的として、2016 年 1 月 22 日に中国人民銀行はまず「全範囲クロスボーダー融資マクロプルーデンス管理試行を拡大することに関する通知」（銀発「2016」18 号）を公布して、上海市・天津市・広東省・福建省の四つの自由貿易試験区を試行地区として、「マクロプルーデンス管理モデル」による資金調達の実施を初めて認可しました。

さらに、同年 5 月に、上記通知に基づく地域性・地方性試行経験を総括した上で、中国人民銀行は「全国レベルで全範囲クロスボーダー融資のマクロプルーデンス管理を施行することに関する通知」（銀発「2016」132 号）を公布しました。

本通知では、内資企業も外債借入ができる企業範囲に追加したこと、また従来の「投注差」とは異なる外債枠の概念である「マクロプルーデンス管理モデル」（外債限度額をその企業の前年度の純資産の額までする考え方）と言う管理方式を認めることになりました。この方式は資本金が小さい企業で、設立後一定期間が経過して未処分利益の累積額が大きくなっているような企業にとっては従来の投注差による借入限度額より大きな枠を設定できることになりました。

その後 2017 年 1 月 17 日には、さらに前段階の地域性・地方性試行に関する総括を基礎として「全範囲クロスボーダー融資のマクロプルーデンス管理に関する通知」（銀発「2017」9 号）を公布して（これにより銀発「2016 年 132 号」は廃止）、132 号通知をベースとして、マクロプルーデンス管理方式における企業の外債限度額をこれまでの「純資産額（と同額）」から「純資産×2 倍」へと拡大することにしました。

中国人民銀行では、各外商投資企業と外資金融機関に対して、本通知の施行日より一年間の移行期間を設けることとし、移行期間中の外商投資企業、外資金融機関は現行のクロスボーダー融資管理モデル（投注差モデル）と本通知モデルのうちのいずれかのモデルを選択して適用することができることになっています（一旦選択したモデルは原則として変更不可）。移行期間終了後の 2018 年 1 月からは、外資金融機関に対しては自動的に本通知が適用されます。外商投資企業に対するクロスボーダー融資管理モデルは中国人民銀行、国家外貨管理局が本通知の実施状況を評価した後に確定することになります。

## 二、外債登記実務

上記の政策に伴う、対外借入手続きに関わる政策の推移または移行期間における外債管理モデル・外債限度額の計算方法・外債登記の流れは下記のとおりです。

企業 類別	主要な分析 内容	従来の政策 (2003 年から 2016 年 5 月ま で)	2016 年 5 月から 2017 年 1 月前ま で	移行期間 (2017 年 1 月 11 日から 2018 年 1 月 10 日まで)	移行期間完了後	備考
外商投資企業 (投資・融資 性質企業を除く)	外債管理モデル	投注差 モデルのみ	①投注差管理モデル ②マクロプルーデンス管理モデル (以上の 2 つから一つを選択、選定したら原則上変更できない)	①投注差管理モデル ②マクロプルーデンス管理モデル (以上の 2 つから一つを選択、選定したら原則上変更できない)	中国人民銀行、国家外貨管理局が本通知の実施状況を評価した後に確定する。	外資金融機関は自動的に本通知が適用さ
	外債限度額の計算方法	投資総額－登録資本金	①の場合：投資総額－登録資本金 ②の場合：純資産×1	①の場合：投資総額－登録資本金 ②の場合：純資産×2		

	外債規模	2016 年前までは短期残高+中長期累計額の和； 2016 年以降は短期、中長期を問わず全ては残高管理（返済すれば借入枠は復活する）	①の場合：短期、中長期を問わず全ては残高管理 ②の場合：短期、中長期を問わず全ては残高管理	①の場合：短期残高+中長期累計額の和 ②の場合：短期、中長期を問わず全ては残高管理		れる
外商投資企業（投資・融資性質企業を除く）	登記手続き	①外貨管理局へ借入契約を登録の上口座開設の認可を受ける ②指定銀行で借入専用口座を開設する ③借入金着金後外貨管理局へ届出及び出金登録を行う	①の場合：外貨管理局へ借入契約の備案登記を行なった後銀行で専用口座を開設する。 ②の場合の手続き：外貨管理局へ外債限度額を批准されると同時に借入契約の備案登記を行う、その後外債専用口座を開設する	①の場合：外貨管理局へ借入契約の備案登記を行なった後銀行で専用口座を開設する。 ②の場合の手続き：外貨管理局へ外債限度額を批准されると同時に借入契約の備案登記を行う、その後外債専用口座を開設する	国家外貨管理局が本通知の実施状況を評価した後に確定する。	外資金融機関は自動的に本通知が適用される
内資企業	—	発展改革委員会より許可を受けない限り対外借入不可	②のモデルのみ選択可能；手続き同上	②のモデルのみ選択可能；手続き同上	—	—
参考文献	—	外債管理暫行弁法（国家発展計画委員会、財政部、国家外貨管理局令第 28 号）	銀発「2016 年 132 号」	銀発「2017 年 9 号」	—	—

なお、この取り扱いの実施状況について天津市外貨管理局にヒアリングしたところ、現状ではやはり従来の投注差管理モデルを選択する外商投資企業が多く、利益体質の商社等、純資産が投注差を上回る企業がマクロプルーデンス管理モデルを選択している状況のようです。